I 概 要

- 1 業務
- 2 沿革
- 3 施設の状況
- 4 組織の状況
- 5 関係施設位置図

	2	
-	7	-

1 業務

「都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者福祉の増進を図るための機関(精神保健福祉センター)を置くものとする」と精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されている。さらに、精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに法第45条第1項の申請及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第52条第1項の支給認定に関する事務を行う施設であって、都道府県(指定都市を含む。)における精神保健及び精神障がい者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならないとされている。具体的なセンターの業務の内容は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

2 沿 革

精神衛生法(昭和25年5月)により、昭和28年12月に徳島保健所の庁舎内に、「徳島県精神衛生相談所」が設置されたのが始まりであった。この時の職員は3名ですべて兼任であった。昭和40年6月精神衛生法が改正され精神衛生相談所にかわって新たに精神衛生センターが設置されることになった。埼玉県についで、他府県にさきがけての精神衛生センターの落成であった。職員も7月1日付で専任の一般職員が初めて2名配置された。

さらに、昭和41年4月には、臨床心理技術者及び保健師が各1名増員され4名となり、昭和48年4月には専任所長が就任し、現体制の基礎ができた。

いわゆる宇都宮病院事件を契機に、昭和63年7月精神保健法が施行され、これに伴い名称が「精神保健センター」に変わった。また、平成7年には、精神障がい者の社会復帰の一層の促進や、精神障がい者の人権に配慮した適正な医療・保健の実施を図るため、法改正が行われ、名称も「精神保健福祉センター」となった。また、施設老朽化に伴い、改築工事が行われ、平成9年8月に新庁舎に移転した。

昭和28.12.15 徳島県精神衛生相談所が設置される。

所 長 (徳島保健所長本務)

職 員 (徳島保健所本務 1名)

精神科嘱託医 (徳島大学精神科本務 1名)

- 39. 4. 1 所長(県立中央病院精神科医長本務)が配置される。
- 40. 6. 25 精神衛生センター庁舎が竣工する。
- 40. 6. 30 精神衛生法の一部改正により精神衛生相談所が廃止され、精神 衛生センターが任意設置機関となる。
- 40. 7. 1 精神衛生相談所に専任職員2名配属され、所長含め3名となる。
- 40. 11. 1 徳島県精神衛生センターが設置される。

所 長 (県立中央病院精神科医長本務)

専任職員2名 (精神衛生相談所より配転)

- 41. 4. 1 臨床心理技術者及び保健婦各1名増員,専任職員4名となる。
- 47. 4. 1 昭和47年条例12号により診療所が開設される。 昭和47年訓令第45号により2号廨となる。
- 48. 4. 1 専任所長 (精神科医) が配置され、所長含め5名となる。
- 49. 4. 1 行政組織規則の一部改正により次長が配置される。
- 53. 4. 1 行政組織規則の一部改正により係長が配置される。
- 55. 4. 1 専任職員(事務)が設置され、所長含め6名となる。
- 63. 7. 1 精神保健法の施行により行政組織規則が一部改正され、精神衛生センターが精神保健センターに改称される。
- 平成 7. 4. 1 行政組織規則の一部改正により総務係,相談指導係が新設される。
 - 7. 7. 21 「精神保健福祉法 (略称)」の施行により行政組織規則が一部 改正され、精神保健センターが精神保健福祉センターに改称さ れる。
 - 9. 4. 1 行政組織規則の一部改正によりデイケア係が新設される。専任職員が配置され、所長含め7名となる。
 - 9. 8. 4 改築移転する。
 - 9. 10. 1 精神科デイケアを開始する。
 - 11. 3. 9 トレーニング棟(第3期工事)が竣工する。
 - 13. 4. 1 行政組織の一部改正により、デイケア係が社会復帰係に改称される。
 - 14. 4. 1 「精神保健福祉法(略称)」の施行並びに精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正により、通院医療費公費負担及び精神障害者福祉手帳の申請に対する決定に関する事務,精神医療審査会の事務が本庁健康増進課より移管される。専任職員(事務)が配置され、所長含め8名となる。
 - 14. 6. 1 専任職員 (精神科医) が配置され, 所長含め9名となる。
 - 20. 4. 1 行政組織の一部改正により、総務係、相談指導係、社会復帰係が企画指導担当、支援担当に改称される。
 - 21. 3. 1 精神科デイケアを終了する。
 - 22. 3. 1 「とくしま自殺予防センター」が開設される。
 - 22. 4. 1 行政組織の一部改正により,支援担当が相談支援担当に改称される。

「ひきこもり地域支援センターきのぼり」が開設される。

- 29. 4. 1 行政組織の一部改正により、企画指導担当、相談支援担当が、企画・自立支援担当、相談・地域支援担当に改称される。
- 30. 6. 1 「徳島県依存症相談拠点」が開設される。

3 施 設 の 状 況

施 設 名 徳島県精神保健福祉センター 所在地等 〒 770-0855

> 徳島県徳島市新蔵町3丁目80番地 電話番号 088-625-0610 ファクシミリ 088-652-2327

相談専用電話 088-602-8911 (午前9時から午後4時まで)

ホームページ

https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/shogaifukushi/2013061800050 $\normalfont{\normalfo$

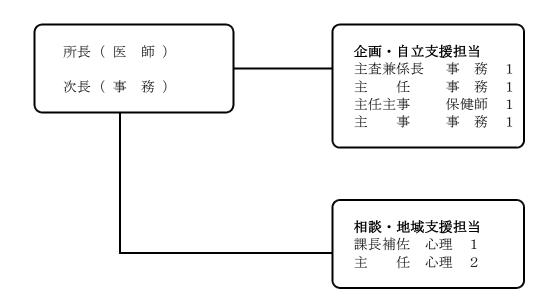
徳島市のほぼ中央に位置し、徳島県保健福祉部東部保健福祉局<徳島保健所>、危機管理環境部保健製薬環境センターと同じ庁舎に設置されている。

交 通

- ◆JR徳島駅から 徒歩15分
- ◆徳島市営バス 沖州方面行「城東高校前」下車 徒歩3分 津田・新浜・大神子方面行 「新蔵町」下車 徒歩3分

4 組織の状況

(令和5年4月1日 現在)



5 関係施設位置図

(令和5年3月31日現在)

